

令和8年（フ）第904号

東京都武蔵野市吉祥寺本町4丁目27番22号メ
ゾン原101

破産者 長沼 良和

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第920号

東京都稲城市矢野口1264番地の2コンフォー
ルハラシマ303

破産者 松原宗一郎

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第99号

神奈川県愛甲郡愛川町棚沢877番地の5

破産者 クジハウジング株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年（フ）第936号

名古屋市北区憧庵町3丁目21番地1、商業登
記簿上の本店所在地名古屋市東区大幸1丁目
5番11号

破産者 有限会社スクリーン工業

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3332号

愛知県春日井市大手田西町2丁目3番地10

破産者 株式会社ナックスカーゴサービス

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第238号

愛知県春日井市乙輪町2丁目130番地2

破産者 E X Y株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第964号

名古屋市北区清水2丁目10番4号

破産者 有限会社名古屋道路標識

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第285号

三重県鈴鹿市郡山町2076番地の6、前住所愛
知県名古屋市区西栄生二丁目2番9号 L i
v e s R e s i d e n c e S a k o 801
号

破産者 藤本 栗里

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第114号

三重県津市高茶屋小森町1087番地1 シグマ
ハイツ三重Ⅱ 102号室、開始決定時の住所
三重県津市一身田町263番地6レオパレスエ
パーグリーン206（前住所）三重県伊勢市大
湊町264番地9ボワ・フルール103号室（前々
住所）奈良県桜井市上之庄374ー1グリーン
ビューエース306号

破産者 西岡 義輝

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第808号

神戸市中央区江戸町98ー1

破産者 株式会社アンズ・コーポレーション

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第19号

島根県浜田市三隅町古市場1130番地

破産者 有限会社カイ

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

令和7年（フ）第323号

長崎県長崎市天神町3番26号

破産者 株式会社介護の泉

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第336号

長崎県長崎市夫婦川町4番33ー303号

破産者 十時 一雄

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第95号

北海道小樽市勝納町9番112号

破産者 SーL I N E株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和8年（フ）第5号

栃木県宇都宮市問屋町3172番地72

破産者 株式会社栃木加登屋

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年（フ）第689号

東京都八王子市市子安町一丁目43番6号第1八

王子ハイツ707号

破産者 合同会社有祥

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第740号

東京都八王子市長沼町1077番地20

破産者 株式会社無限

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第741号

東京都八王子市台町2丁目12番42号

破産者 淡路 徳治

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第796号

東京都昭島市玉川町1丁目7番2号公団ア

パート2号館607号

破産者 渡部 大輔

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第797号

東京都昭島市玉川町1丁目7番2号公団ア

パート2号館607号

破産者 渡部やよい

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1794号

横浜市港北区新横浜1丁目3番1号新横浜

アーバンスクエア304号

破産者 株式会社エコーケアサービス

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部